

令和7年度 山梨県環境保全審議会廃棄物部会（第2回）次第

日 時 令和7年11月10日（月）
14:00～16:30
場 所 山梨県庁本館 2階特別会議室

1 開 会

2 開会あいさつ

3 廃棄物部会長あいさつ

4 議 事

1 第5次山梨県廃棄物総合計画（素案）について（資料1～3）

5 閉 会

第 1 回廃棄物部会における意見への対応等について

| NO | 項目 | 委員の意見 | 計画見直しへの対応方針 |
|----|---|--|---|
| 1 | 《一般廃棄物》 一般廃棄物の最終処分量 の目標設定の見直し | 令和 12 年度の目標として、廃棄物排出量の 5%削減や再生利用率の向上が掲げられて いるが、最終処分量が現状維持となっている点が少し寂しい。 排出量の減少や再生利用率の向上を目指すなら、最終処分量も減少するのが自然ではな いか。 | 国は、一般廃棄物の総排出量を減らし、再生利用（リサイクル）を進めることを目指しています。その中で、 令和 12 年度最終処分量（焼却灰などを埋め立てる量）は、令和 5 年度の実績と比較した場合に、約 1%以内 の増加に抑えるとしています。 県の目標は国の方針を基本としつつ、本県の実情を考慮し、少なくとも現状を悪化させないように設定してい ます。そのうえで、ご意見を反映し、総排出量の 5%減に相当する 1 千トン減の 18 千トンを目標準値として設 定しました。※P25 へ記載 |
| 2 | 再生利用率の全国平均と の比較と山梨県の課題背 景 | 第 5 次計画の再生利用率の目標値は、山梨県の現状を踏まえた現実的な設定だと思 う。全国平均と比べて山梨県が苦戦している背景について、可能な範囲で状況を整理してお くべきではないか。 | 再生利用率が向上しない要因として地理的条件や一般廃棄物の処理体制、住民意識など複数の要因が考えられ ます。 これらの要因を改善して再生利用率を上昇させる必要があり、市町村が現状の課題を認識し、できることから 取り組んで行くことが重要です。 そこで県では、再生利用率の向上に向けた市町村の取り組み状況などをアンケートにより把握し、その情報を 共有するなどして、市町村の取り組みを促しているところです。 今後とも他都道府県の優良事例も参考とする中で、市町村との連携を図りながら、本県の再生利用率が伸び悩 んでいる背景や、その向上に向けた課題を整理し、取り組みを推進していきます。 |
| 3 | 一人一日当たり家庭から 排出されるごみの量の削 減の強化策について | ごみ排出量削減の対策として、NPO・NGO・事業者との連携を新たに加えるのは良いと思 う。また、プラスチック資源循環促進法が施行されたので、プラスチックごみ対策に関 連する内容も盛り込むべきである。 | P28 第 4 章「計画の目標」（2）「計画を達成するために取り組むことが必要と想定される施策」イ「重点的 に取り組む対策」に記載しました。 ・プラスチックごみ対策については、「プラスチック資源循環促進法」に基づき、使い捨てプラスチックの使用 抑制や再使用・再生利用の拡大を推進します。 ・ごみの発生抑制を進めるにあたっては、行政のみならず、NPO・NGO 等の地域各団体と連携して、啓発活動等 を実施し、地域全体で発生抑制を推進します。 また、P72 第 8 章「計画の推進」2「各主体との連携・協働の強化」（3）でも NPO 等の連携について追加し ています。 （3）NPO・NGO との連携 ごみの減量やリユース活動の推進、環境教育の実践など、市民活動との協働による県民の行動変容を促 進します。 |
| 4 | リサイクルステーション について | 市町村によってリサイクルステーションの運営に差がある。再生利用を促進するため には、リサイクルステーションの普及が非常に重要である。 | P40 第 5 章「各主体の役割と主な取り組み事項」3「市町村の役割と主な取り組み事項」（2）取り組み事項 の「再生利用の促進のための取り組み」に記載しました。 ・住民が利用しやすいリサイクルステーション等の資源物回収拠点の運営・増設 また、優良事例等の紹介についても、P28 第 4 章「計画の目標」（2）「計画を達成するために取り組むこと が必要と想定される施策」イ「重点的に取り組む対策」に記載しました。 ・市町村に対して住民が利用しやすいリサイクルステーションの設置・運営を促すとともに、優良事例の紹介 や分別ルールをわかりやすく示した啓発媒体の作成等により、県民の理解と協力を促進する。また、住民レベ ルで再生利用を「楽しく」「お得に」実行できるよう、新たなアイデアを募り、施策へ反映します。 |

第 1 回廃棄物部会における意見への対応等について

| NO | 項目 | 委員の意見 | 計画見直しへの対応方針 |
|----|-----------------------------|--|--|
| 5 | ≪一般廃棄物、産業廃棄物≫ 基準年度について | 基準年度を令和5年度としているが、この年はコロナの影響がまだ残っていた。令和8年度から始まる5カ年計画の基準年として妥当かどうか、状況を踏まえて再確認したい。 | 本計画では、最新かつ確定した統計データを用いるため、令和5年度を基準年として設定しています。令和5年度は、コロナ禍による行動制限が概ね解除され、社会経済活動が平常化した時期であり、排出量や再生利用率も安定傾向にあります。また、他県でも同様な年度を基準年としており、整合性を考慮しています。 <u>このため、令和5年度を基準年とすることは、データの最新性・安定性・整合性の観点から妥当であると判断しています。</u> |
| 6 | ≪全共通≫ 県の広報について | 県の広報は主にホームページでのPDFが中心だが、若年層への情報発信にはSNS（LINE・TikTok・YouTube等）の活用が不可欠である。また、不法投棄の通報方法も県民に十分周知されていない。 | これまで県の広報は主にホームページや広報誌を中心としてきましたが、若年層を含む幅広い県民への情報発信という点から、 <u>SNS（LINE、TikTok、YouTube等）を活用し、リサイクル、ごみ減量、不法投棄防止などの取組をわかりやすく発信することで、関心と参加意識の向上を図ります。</u> 不法投棄防止に関しても、SNS等を通じた注意喚起や通報協力の呼びかけや、県警察・市町村と連携した広報体制を強化します。今後、ホームページに加えてSNSやデジタル媒体を積極的に活用し、最大限の効果を発揮する情報発信体制を構築していきます。 P73第8章「計画の推進」3（2）情報の公開の項目に記載しました。 （2）情報の公開 調査結果や計画の進捗状況については、県ホームページや環境保全審議会での審議等を通じて、透明性の高い情報提供を行います。 併せて、県民がより身近にアクセスできるよう、SNS（LINE、YouTube等）を活用した広報発信を推進し、県民参加型の評価・意見収集の仕組みを検討します。これにより、行政と県民が協働して廃棄物施策を進める開かれた情報発信体制を構築します。 |
| 7 | ≪産業廃棄物≫ 目標値のグラフの記載方法について | グラフに「実績値」と記載されているが、実際には推計値である点を明確にすべきである。 | <u>P33第4章「計画の目標」（産業廃棄物）のグラフに、以下注釈をつけて説明しております。</u> 「令和元年度～令和4年度における調査では、平成30年度の実態調査の実績値を原単位として、各年度の経済センサス等の統計指標を用いて推計しました。」と記載しました。 |

第1章 基本的事項

(1) 策定の趣旨

「廃棄物の発生を抑制し、資源として循環的に利用するとともに、適正な処理を推進すること、さらに非常災害時における処理体制の整備を促進することなど、廃棄物対策を総合的かつ計画的に進めるため、令和3年3月に策定した「第4次山梨県廃棄物総合計画(令和3年度～令和7年度)」に引き続き、国の基本方針等を踏まえた上で、「第5次山梨県廃棄物総合計画」を策定するものである。

(2) 計画の位置付け及び計画期間

・廃棄物処理法第5条の5に基づく「廃棄物処理計画」 ・山梨県生活環境の保全に関する条例第61条に基づく「廃棄物総合計画」 ・計画期間：5年間(令和8年度～令和12年度)

第2章 廃棄物処理の現状と課題

1. 一般廃棄物

(1) 総排出量

排出量は徐々に減少しているものの、本県の一人一日当たりの排出量は全国平均を上回り、減少率も低い状況にある。目標の達成は困難であり、県民の意識を一層高めるための取り組みを進める必要がある。

| 一般廃棄物の状況 | H30実績 | R5実績 | R7目標 |
|-----------|-------|------|------|
| 総排出量(千t) | 299 | 274 | 266 |
| 再生利用率(%) | 17.0 | 15.6 | 25.0 |
| 最終処分量(千t) | 20.0 | 19.0 | 16.0 |

(2) 再生利用率

家庭系ごみの分別が徹底されていないことや、集団回収の減少などにより、再生利用率は伸び悩んでいる。特に直近3年間は低下しており、目標値との差が拡大しているため、分別の徹底と再資源化の体制強化を図る必要がある。

(3) 最終処分量

最終処分量の減少は鈍化しており、目標達成は困難な状況である。ごみ処理施設の広域化の推進と併せて、取り組む必要がある。

2. 産業廃棄物

(1) 総排出量

主に鉱業と農業での減少により、目標を上回るペースで推移している。経済状況などの社会情勢の影響を受けるものの、引き続き発生抑制に向けて取り組む必要がある。

| 産業廃棄物の状況 | H30実績 | R5実績 | R7目標 |
|-----------|-------|-------|-------|
| 総排出量(千t) | 1,698 | 1,650 | 1,712 |
| 再生利用率(%) | 52 | 56 | 52 |
| 最終処分量(千t) | 21 | 25 | 21 |

(2) 再生利用率

建設・リサイクル法の浸透や資源の循環的利用に対する意識の高まりにより、目標を上回るペースで推移している。再生利用の更なる向上に向けて取り組みを継続する必要がある。

(3) 最終処分量

再生利用が出来ないがれき類の処分量の増加により、目標の達成は困難な状況である。アスベストなどを含む再生利用が困難な廃棄物は最終処分による適正処理を進めつつ、引き続き処分量の抑制に取り組むことが必要である。

3. 不法投棄対策

依然として不法投棄は後を絶たない状況にあることから、警察や市町村などの関係機関と連携し、監視やパトロールを強化して早期発見・早期対応に努めるとともに、啓発活動の強化を図る必要がある。

4. 災害時の廃棄物対策

災害時に避難所などでの生活環境を守り、被災からの早期復旧・復興を進めるためには、災害時においても廃棄物を適切かつ迅速に処理できる体制を、平時から整備しておく必要がある。

5. 社会情勢の変化への対応

- 食品ロス削減推進法の改定に伴い、2030年度までに家庭系食品ロス量を半減、事業系食品ロス量を60%削減する(2000年度比)。
- 国のプラスチック資源循環促進法に基づき、製品設計から排出・再資源化までの各段階で3Rを総合的に推進し、持続可能な資源循環の仕組みを構築する。

第3章 計画の基本方針

従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会の在り方を抜本的に見直し、「物を大切に
にする文化」の継承と発展を基盤とします。その上で **3Rの取り組みを一層強化するとともに、再生可能資源への転換を意味する「Renewable」を推進し**、資源の有効活用と環境負荷の低減を図ることで、持続可能な循環型社会の形成を進めます。

第5章 各主体の役割 ～県民・事業者・行政が相互に連携し各種対策に取り組めます。～

県民

循環型社会の担い手であることを自覚し「物を大切に
する文化」を基盤に環境負荷を抑えた持続可能な暮らしへの転換が求められます。

事業者

商品の開発・生産・廃棄の過程において廃棄物の発生抑制や循環的利用を推進するための取り組みに努めるとともに、法令を遵守した適正処理が求められます。

市町村

住民や事業者の行動変容を促す普及啓発等を通じて一般廃棄物の発生抑制や循環的利用を促進するとともに、非常災害時の処理体制を整備します。

県

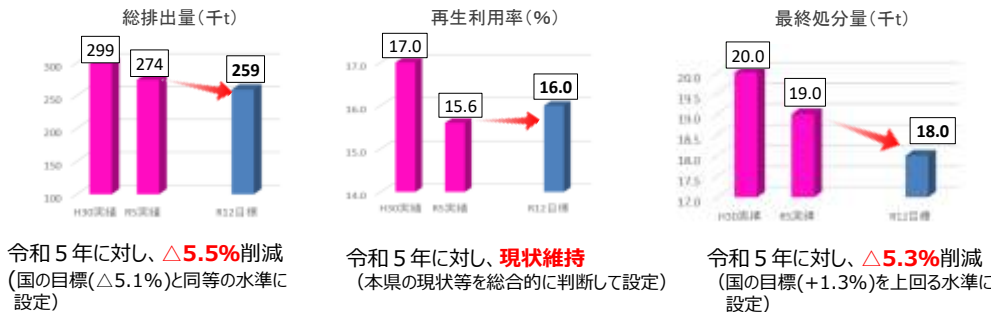
県民意識の醸成、一般廃棄物の処理に係る市町村への技術的支援を行うとともに、産業廃棄物の発生抑制、処分等の適正処理を推進します。

第4章 計画の目標

1. 一般廃棄物

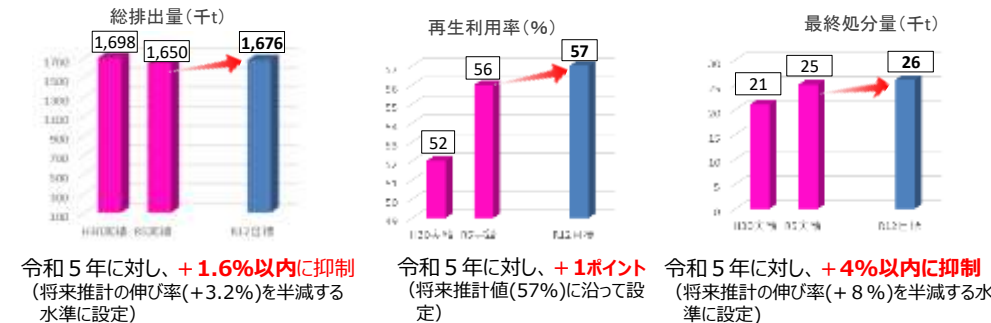
これまでの取り組みを継続するとともに、発生抑制と再生利用を一体的に推進し、県民一人ひとりの3R意識をさらに高め、環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を推進する。目標値は、国が示した数値を参考としつつ、本県の特性や課題などの現状を踏まえて設定する。

- ✓食品ロス削減やプラスチック代替素材の利用促進等の新たな方向性を踏まえ、家庭ごみで大きな比重を占める生ごみとプラスチックごみを重点的に削減する。
- ✓全国的に再生利用率の伸びが鈍化する中、集団回収等の活動低下など資源物回収に伴う環境変化に対応した取り組みや、ごみ処理広域化計画の着実な推進により再生利用率を向上させる。



2. 産業廃棄物

排出抑制等に関する普及啓発を行うとともに、引き続き優良な排出事業者・処理業者を育成・支援する。目標値は、将来推計を踏まえつつ、本県の特性や課題などの現状を踏まえて設定する。



第5次山梨県廃棄物総合計画の概要(素案)

第6章 廃棄物の発生抑制等のための県の取り組み

○一般廃棄物

循環型社会の形成に向け、県民への普及啓発等を通じて発生抑制・再生利用を促進するとともに、3Rやプラスチック資源循環の推進など、持続可能な一般廃棄物処理に取り込む市町村を支援します。また、県の災害廃棄物処理計画を適宜見直し、あらゆる災害に迅速かつ確に対応できる廃棄物処理体制を整備します。

○産業廃棄物

排出事業者や廃棄物処理業者に対し、発生抑制等の取り組みや適正処理を促すため、普及啓発や指導を行うとともに、優良な事業者を支援していきます。

○不法投棄防止対策

県民の協力による不法投棄の監視体制の強化や関係機関と連携した未然防止対策を推進するとともに、近隣都県などと連携した取り組みを実施していきます。

第7章 廃棄物の発生抑制のための県施策

| 対象 | 目的 | 施策項目 | 頁 |
|---|---------------------------------------|---------------------------|----|
| ○一般廃棄物 | (1) 発生抑制の推進 | ①生活系ごみの発生抑制の取り組み支援 | 49 |
| | | a 一人ひとりのエコライフ推進 | |
| | | b 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援 | |
| | | c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援 | |
| | | d プラスチックスマート推進事業 | |
| | e 食品ロス削減の推進及び強化事業 | 50 | |
| | (2) 循環的利用の推進 | ②環境教育・環境学習の推進 | 50 |
| | | a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティチャー) | |
| | | b エネルギー教育の推進 | |
| | | ③事業系ごみの発生抑制の取り組み支援 | |
| a 事業系一般廃棄物の減量化の推進 | | 51 | |
| b 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援 | 51 | | |
| c 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業) | 51 | | |
| d 環境対策技術開発の支援 | 52 | | |
| (3) 適正処理の推進 | ④循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進 | 52 | |
| | a 一人ひとりのエコライフ推進(再掲) | | |
| | b 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進 | | |
| | c 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進 | | |
| | ①一般廃棄物の循環的利用の取り組み推進 | | 53 |
| | a 容器包装廃棄物及び製品プラスチックの一括回収及びリサイクルの推進 | | |
| | b 特定家庭用機器廃棄物のリサイクルの促進 | | |
| | c ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲) | | |
| | d 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) | | |
| | e 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) | | |
| f 環境に配慮した農業の推進 | | | |
| g 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進 | | | |
| h 使用済自動車の適正な再資源化の推進 | | | |
| i プラスチックスマート推進事業(再掲) | | | |
| j 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進(再掲) | | | |
| (4) 災害廃棄物対策 | ②環境教育・環境学習の推進 | 55 | |
| | a 環境学習指導者の派遣(やまなしエコティチャー)(再掲) | | |
| | b エネルギー教育の推進(再掲) | | |
| | c プラスチックスマート推進事業(再掲) | | |
| | ③循環型社会と低炭素社会を統合的に実現するための取り組みの推進 | | |
| a 一人ひとりのエコライフ推進(再掲) | 55 | | |
| b 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進(再掲) | 55 | | |
| (3) 適正処理の推進 | ①一般廃棄物(ごみ)の適正処理の取り組み支援 | 56 | |
| | a 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化の促進・支援(再掲) | | |
| | b 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言 | | |
| | c 一般廃棄物処理計画の見直しの促進 | | |
| | d 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進(再掲) | | |
| | e 使用済小型電子機器廃棄物のリサイクルの促進(再掲) | | |
| | f 市町村・組合のごみ処理施設での事業系ごみの搬入検査の支援(再掲) | | |
| | g 廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施 | | |
| | h 災害時の石綿飛散防止対策に係る体制整備 | | |
| | i 山梨県商工業振興資金(環境対策融資) | | |
| (4) 災害廃棄物対策 | ②し尿、浄化槽汚泥の適正処理の推進 | 57 | |
| | a 生活排水対策の推進 | | |
| | b 浄化槽対策の促進 | | |
| | c 一般廃棄物処理施設の整備、維持管理のための技術的支援・助言(再掲) | | |
| | ③広域的な一般廃棄物最終処分場の運営 | | |
| a 広域的な一般廃棄物最終処分場事業の円滑な実施に向けた支援 | 58 | | |
| (4) 災害廃棄物対策 | ①災害廃棄物の適正かつ円滑な処理 | 58 | |
| | a 山梨県災害廃棄物処理計画に基づく対応力の充実・強化 | | |
| | b 市町村の災害廃棄物処理対策に対する支援・助言 | | |
| | c 大規模災害時の廃棄物対策に関する広域的な連携 | | |
| | d 大規模災害時の連絡・調整等 | | |
| | e 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進(再掲) | | |
| | e 「山梨県ごみ処理広域化計画」の推進(再掲) | | |

| 対象 | 目的 | 施策項目 | 頁 |
|---|---|---------------------------------------|----|
| ○産業廃棄物 | (1) 発生抑制の推進 | ①事業者による発生抑制の取り組みの促進 | 60 |
| | | a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進 | |
| | | b 中小企業基盤整備事業(専門家派遣事業)(再掲) | |
| | | c 環境対策技術研究開発の支援(再掲) | |
| | | d 建設副産物の有効利用の促進 | |
| | e プラスチックスマート推進事業(再掲) | 61 | |
| | f 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進(再掲) | 61 | |
| | g 山梨県商工業振興資金(環境対策融資)(再掲) | 61 | |
| | (2) 循環的利用の推進 | ①産業廃棄物の循環的利用の取り組み支援 | 61 |
| | | a 多量排出事業者の廃棄物の排出抑制・再生利用に係る取り組みの促進(再掲) | |
| b 建設副産物の有効利用の促進(再掲) | | | |
| c 環境に配慮した農業の推進(再掲) | | | |
| d 家畜排せつ物の適正管理・利用の促進 | | | |
| e 食品製造副産物等の有効利用の促進(やまなしエコフィード利用促進事業) | | | |
| f 使用済自動車の適正な再資源化の推進(再掲) | | | |
| g プラスチックスマート推進事業(再掲) | | | |
| h 山梨県地球温暖化対策実行計画における資源の再利用・廃棄物の減量化の推進(再掲) | | | |
| i 山梨県商工業振興資金(環境対策融資)(再掲) | | | |
| (3) 適正処理の推進 | ①産業廃棄物の適正処理の推進 | 64 | |
| | a 産業廃棄物の適正処理等に係る意識向上の推進 | | |
| | b 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化 | | |
| | c 産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導の実施 | | |
| | d 産業廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の実施(再掲) | | |
| | e 優良産業廃棄物処理業者認定制度の活用 | | |
| | f 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活用 | | |
| | ②事業者による適正処理や施設整備の促進 | | |
| | a PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進 | | |
| | b 農業用プラスチック類の適正処理の推進 | | |
| c 山梨県商工業振興資金(環境対策融資)(再掲) | | | |
| d 太陽光発電設備の適正処理等の推進 | | | |
| e プラスチックスマート推進事業(再掲) | | | |
| (4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン | ③公共間による廃棄物最終処分場の維持管理 | 67 | |
| | a 公共間による産業廃棄物最終処分場の維持管理 | | |
| ○不法投棄対策 | (1) 不法投棄防止対策の推進 | ①産業廃棄物の適正処理の推進 | 67 |
| | | a 産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進 | |
| | | ①不法投棄未然防止対策の推進 | |
| | | a 不法投棄監視体制の構築・強化 | |
| | | b 不法投棄対策の広域連携 | |
| | c 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進 | | |
| | d 産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・指導の強化(再掲) | | |
| | e ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援(再掲) | | |
| | f プラスチックスマート推進事業(再掲) | | |
| | g 山梨県商工業振興資金(環境対策融資)(再掲) | | |
| (2) 不法投棄事案への対応 | ①行為等の特定及び厳正な対応 | 71 | |
| | a 産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃6メン)の育成・設置 | | |
| | b 不法投棄廃棄物の撤去・適正処理 | | |
| | c 不法投棄事案の発生防止 | | |
| | d 廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進(再掲) | | |

第8章 計画の推進

持続可能な循環型社会の実現のため、県民・事業者・行政が協働し、資源循環を地域づくりと一体的に進める体制を構築します。また、既存ネットワークを活用した連携をさらに広げ、NPO等の民間団体とも協働して実効性のある取り組みを展開します。情報発信においては、県ホームページに加え、県民がより身近にアクセス出来るよう、SNS等を活用したわかりやすい発信を推進します。計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに基づき点検・評価を実施し、結果を公表して透明性を確保するとともに、次期計画に反映します。行政だけでなく、県民一人ひとりが主体となり、「自分ごと」として捉え、行動変容を進めることを目指します。